第14回菊池市都市計画審議会会議録

日時:平成28年6月13日(月)午後2時00分

場所: 菊池市商工会 二階 会議室

出席者:〔委員〕笠 愛一郎、安武 吉男、水上 隆光、松岡 讓、柁原 賢一 工藤 圭一郎、緒方 希八郎、廣田 英幸、三池 繁廣 坂本 康祐、岩根 ふく代、上江川 良治、吉良 忠暢

國津 剛:代理 西川 康明

欠席者:〔委員〕伊東 維年、丸山 利明

事務局: 櫨川建設部長、柴田都市整備課長、堀内都市政策監、小川主任主事

(支援事業者) ㈱パスコ 米田、橋本、横田

審議会の公開について

事務局

それでは、審議会運営規則第 5 条により、審議会の公開の宣言を議長よりお願いします。

議長

それでは審議会の公開に関してでございますが、本日の案件は公開でございます。 傍聴の方はいらっしゃいますか。

事務局

いらっしゃいません。

議長

議事に入ります前に、お願い申し上げます。委員の皆様には個人が特定される内容の ご発言には十分ご注意をお願いいたします。

事務局

続きまして次第5の議案です。伊東会長に代わり、笠委員に議長をお願いして進行を お願いいたします。

議案第1号 菊池市立地適正化計画について(報告)

議長

それでは、条例に従いまして、私の方で議事を進めさせていただきます。 事務局より議案第1号について説明をお願いします。

事務局 (別添資料に基づき説明)

議長

それでは、事務局より議案第1号の説明が終わりましたので、まず質問をお受けして、 その後に意見を賜りたいと思います。ご質問がある方はどうぞよろしくお願いします。

委員

資料4ページの七城、旭志は都市機能誘導区域の指定は行わず、小さな拠点として位置 づけるとあるが、小さな拠点とはどういうものか、教えていただきたいと思います。

事務局

資料4ページの下の表に説明がありますが、小さな拠点とは、小学校区など複数の集落が集まる地域(集落地域)において、買い物や医療・福祉など複数の生活サービスを歩いて動ける範囲に集め、各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などであっても一度に用事を済ませられる生活拠点をつくり、地域の生活サービスを維持していこうという取組みを意味します。都市計画の位置づけではありませんが、国が進めている地方創生の中で小さな拠点を形成していくことが定められております。

委 員

七城、旭志の人口は少ないが、隈府地区でも中央通りがさびれつつあります。時代時代で賑わいは変わっています。七城ではメロンドーム周辺、旭志では道の駅周辺が日曜日などは車で一杯となります。空港、光の森にも近く発展性もあると考えられます。 隈府地区でも西の方に賑わいが移動しています。将来的にどのような方向に賑わいが移動するのか、予測しながら都市計画を進めていただきたいと思います。

議長

今の点について、事務局より回答をお願いします。

事務局

立地適正化計画につきましては、国が進めるコンパクトシティの計画に基づいた都市 計画法の中での動きでありまして、今回この原案作成を行い、庁内で協議も進めてい ます。今回たたき台として提案しています。様々なご意見をお伺いしながら進めてい きたいと思っております

議長

他の方ご質問はございませんでしょうか。

委 員

居住誘導地域の設定ということですが、何のために設定されるのか、居住誘導地域の 整備のためでしょうか。

事務局

最初に説明をさせていただきましたが、居住誘導区域の設定は、立地適正化計画を策定するために必要なことであり、これによりリノベーション事業の補助を受けられるということもありますが、公共交通と人口の見通しをもとに、将来人口を誘導してい

く地域や都市機能を誘導していく地域を提案しているものです。

委員

理屈はわかりますが、要するに居住誘導地域を整備するために作成しているのでしょうか。リノベーション事業を進めていくためにこの計画が必要ということでよいのでしょうか。

事務局

リノベーション事業はすでにスタートしております。将来を見据え、対応できるような都市政策を進めていくことが目的です。

事務局

補足させていただきます。誘導するための手当ても必要ですが、誘導に当たっては強い規制手法は持っていません。計画はあくまでも指導・誘導が中心の制度です。何らかの支援策が必要とは考えております。

委員

内容については概ねわかりました。区域についてもある程度はつかめましたが、誘導地域の中で公費を当てていくという風にしか理解できないので、そのように考えておきたいと思います。

委 員

初めての参加で今までの流れが理解できないが、都市計画マスタープランの中での位置づけとの関係はどのようになっているのでしょうか。重複している面はないでしょうか。

事務局

今回の立地適正化計画につきましては、都市計画域内の用途地域を対象としていますが、本市の場合これだけでは不十分と考えています。用途地域以外でも人口が増加しています。一方で、今後人口が減少する中で、市街地を縮小し居住を誘導する地域を限定していくことも必要で、第2線引きともいわれています。

事務局

補足させていただきます。今回の立地適正化計画においてコンパクトシティという考え方が示されておりますが、人口減少社会の中で、財政状況も厳しくなっており、財政規模に応じたインフラ整備、都市の拡張を抑える取り組みが必要とされています。これが立地適正化計画の大きな目的となっています。これは都市計画マスタープランとも密接な関係を持っていますし、これから策定しようとする道路マスタープランの基礎ともなるものと考えています。公共施設の維持ということが非常に難しくなっています。

委員

行政的支援策とはどのようなものがあるのでしょうか。他の計画との調整はどうなっていますか。重複することはないでしょうか。

事務局

具体的な支援策はこれから詰めていこうと考えています。郊外部の開発をできるだけ 市街地の内部に誘導していくため、道路の部分的整備なども考えられますが、他のイ ンフラ整備とも絡んでくるものと考えています。整合性を取りながら進めていくこと になると思います。下水道、水道の整備等とも関連してくるため、慎重に検討してい きたいと思います。

議長

私の方から1ついいでしょうか。国の指導のもと計画変更や規制内容の変更がこの何年間に行われてきました。ここで人口が急激に減り始めたという状況にありますが、今回示されるような居住誘導区域は、道路等がある程度整備された地域に指定されているようですが、都市計画審議会の中でもこの地域は何回も議論されてきました。居住誘導地域に指定されれば、それに合った都市整備が実施されるのでしょうか。また、都市計画道路の見直しの話もありましたが、進捗状況はどうなっているのでしょうか。市が先行的に整備していくかどうかがよく見えない状況にあります。市の実施計画はどうなっているかお聞きしたい。また、農地と住宅の混在が進む地区があるが、そこでの区画整理の可能性や市道を整備して住宅と商業などが計画的に立地する取り組みなどが必要ではないでしょうか。昨年、大規模店の立地の話がありましたが、中心市街地が疲弊しないような大規模店舗の立地抑制などが必要ではないでしょうか。都市計画が先行することも必要ではないかと思います。国の指導で作りましたということではなく、将来像を描きながら進めることが必要だと思います。

事務局

後追い的に動いてきたことは自覚としてあります。旧菊池市に限って申し上げますと、西寺方面に商業施設や住宅立地が増えています。制限としましては大琳寺木庭橋線沿道に制限をかけ、また用途地域では用途緩和をしています。また、北宮地区、大琳寺地区、片角地区で用途地域が指定してあるにも関わらず、農地のままとなっているところがあります。ここを何とかしたいと考えています。立地適正化計画にも関わる話でありますが、できるだけ市街地の中に集約したいと考えています。誘導地区を設けることで、その動きを加速化させたいと思っています。国道325号の4車線化も進んでおり、様々な絡みがあります。

議長

今言われたこともわかりますが、その話は20年前から出ています。今回誘導地区を設定するのであれば、具体的な市の事業計画が必要ではないでしょうか。民間事業者がこじんまりと小さな開発をやっていくのではなく、区画整理的な考えが必要ではないでしょうか。4車線化の話も出ていますが、問題となっているのは、市がこれからどういうまちづくりを誘導していくかという明確な方向性が見えないところにあるのではないでしょうか。限府中央線を整備したが、その先の都市計画道路はすべて廃止

しています。動きが遅いような気がします。

事務局

用途地域内で住居が立地していない北宮地区と大琳寺地区については、宅地化を進めるための道路整備を考えています。大規模店の立地の話もあります。計画は進めていく予定であり、この点についても立地適正化計画との関連が出てきます。

議長

北宮地区の道路は通すのでしょうか。

事務局(部長)

菊池川の橋から市道亘深川線までは工事を行います。その先は測量中です。隈府中央線とつなぐということで整備を進めています。測量が終わってから用地交渉に入る予定で、時期は明確ではないですが、完成を目指して進めたいと思っております。

委員

この計画は法定計画になるのでしょうか。また、市民への周知方法はどのようにお考えでしょうか。市の総合計画の下にいろいろな計画が策定されています。今回の計画が何に基づいているかなどを分かりやすく市民に周知してほしいと思います。

事務局

今回の計画は市民に公表しながら進めていきたいと考えています。

委 員

今回の計画を策定することによる市のメリットはあるのですか?

事務局

国の事業としてリノベーション事業というものがありまして、現在、図書館、複合施設を作っておりますが、市民広場の整備計画などの5か年計画は、今回の立地適正化計画を策定することが条件となっています。この計画を平成28年度中に作成しないと29年度以降の事業は認められないということになっています。

委 員

リノベーション事業は市の総合計画に載っていないものもあるので、そのあたりが整合性をとれるように望みます。都市計画審議会で審議されたので進めているということだけはやめていただきたい。市の総合計画にないものが事業化されているなど、おかしなことにならないようにお願いしたいと思います。

委 員

私は今回初めてなので、これまでの経過がわかるような資料を用意してもらいたい。 また委員さんの名簿もお願いしたい。今日の議題がわかるような概略的なものを用意 していただければと思います。以前の経緯がわからないので発言ができませんので、 その点をよろしくお願いいたします。

議長

事務局には、その点のご配慮をお願いいたします。他にご発言がないようですので、

議事を終了いたします。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。 事務局

以上をもちまして本日の都市計画審議会を終了させていただきます。